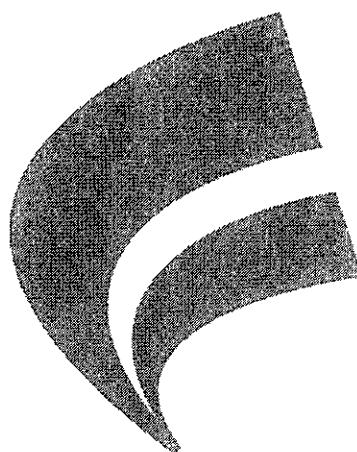


令和5年度 教育委員会

(第4回定例会)

開催日 令和5年7月21日



笛吹市

笛吹市教育委員会

令和5年度7月定例教育委員会会議日程

日 時 令和5年7月21日(金)午後2時00分開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302・303 会議室

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(7月議事録：内田委員、高野委員)
- 4 教育長の報告
- 5 各課からの報告
- 6 議事
 - 報告第3号
令和5年笛吹市議会第2回定例会の報告について
 - 議案第6号
笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する
要綱について
- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和5年8月3日(木)
午後2時～ 市民窓口館 302・303 会議室

報告第3号（7月）

令和5年笛吹市議会第2回定例会提出議案等について

教育委員会

令和5年 笛吹市議会 第2回定例会
[議案に対する質疑及び一般質問]一覧

番号	質問者	質疑及び質問事項	
1	渡辺 清美 議員	1	熱中症対策について
		2	今後の自治会体制について
2	岡 由子 議員	1	「書かない窓口システム」について
		2	ふん害防止条例等について
3	河野 正博 議員	1	小中学校の労働環境について
		2	笛吹市学童保育クラブについて
4	中川 秀哉 議員	1	社会的弱者（孤独・孤立・DV被害者等）支援について伺う
		2	視覚障がい者の情報取得サポートについて伺う
5	河野 智子 議員	1	笛吹市の公共交通・交通弱者の足の確保について
		2	自衛隊への名簿提供について
6	渡辺 正秀 議員	1	「多目的芝生グラウンド整備基本計画」について
		2	諮問委員会の運用について
7	山田 宏司 議員	1	小中学校での授業を受けていない児童生徒の学習環境について

令和5年 笛吹市議会第2回定例会一般質問に関する質問及び回答

○ 渡辺 清美 議員

1-1 熱中症対策について

(5) 子どもの熱中症対策の取組について

ア「市内公立小中学校の空調施設の光熱費」について

答弁

燃料費の高騰や「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」による換気の確保などを考慮し、学校ごとに必要な予算を確保しています。

イ「通学時の熱中症予防対策」について

答弁

各学校では、通学時を含む普段の学校生活において、児童生徒に対し、暑い日には、帽子を着用すること、薄着になること、こまめに水分を補給することなどを呼び掛けるとともに、保護者に対しては、保健だより等により注意喚起を促しています。

また、通学時に、日傘を使用したり濡れタオルなどで首を冷やしたりしながら通学する児童生徒もいます。

さらに、スクールバスについては、送迎バスに置き去りにされた際に、命の危険に関わる熱中症リスクが極めて高いことを踏まえ、置き去り事故につながるヒューマンエラーの防止を補完する安全装置を導入するための補正予算を計上しています。

ウ「熱中症警戒アラートが発表された場合の対応」について、

答弁

環境省及び気象庁では、翌日の暑さ指数が最高33以上になると予測した場合、前日の午後5時及び当日の午前5時に「熱中症警戒アラート」を発表しています。

熱中症警戒アラートが発表された際には、予定されている行事の開催の可否、内容の変更等に関する判断の参考としています。

しかし、熱中症警戒アラートは、あくまで予測ですので、各学校では、当日の天候や暑さ指数等に応じて、授業の割り振りの変更など児童生徒の安全を考えて対応しています。

なお、熱中症警戒アラートの発表の有無に関わらず、普段から暑さ指数を注視し、熱中症の危険がある場合は、屋外の活動の中止などの対応をとっています。

○ 河野 正博 議員

3-1 小中学校教員の労働環境について

(1)「時間外在校時間の授業準備に係る時間とそれ以外の業務内容」について

答弁

文部科学省が実施した令和4年度の「教員勤務実態調査」は、時間外在校時間の内訳までは調査しておらず、時間外在校時間の授業準備に係る時間等は、把握することができません。

授業準備以外に係る業務内容については、会議や打合せ、学年・学級経営に係る事務、生徒指導や保護者対応、部活動などがあります。

(2)「時間外在校時間等の削減の達成状況と今後の取組」について

答弁

令和4年度の笛吹市在校時間報告調査では、時間外在校時間が月80時間を超える教職員の割合は8.1パーセントで、令和3年度の11.2パーセントより、3.1ポイント減少しています。

今後については、山梨県教育委員会が策定した「山梨県の公立学校における働き方改革に関する

取組方針」に基づき、「勤務時間管理の徹底」「勤務時間を意識した働き方の徹底」「校務の精選・効率化」「関係諸団体との連携」「部活動運営の適正化」の項目ごとに具体的な目標を定め、時間外在校時間の削減に向けて、引き続き取り組んでいきます。

(3)「子供と向き合う時間の確保」について

答弁

「山梨県の公立学校における働き方改革に関する取組方針」では、放課後に部活動や会議等を実施せず、児童生徒と向き合う時間を創出する「きずなの日」を、令和5年度末までに年間20回以上実施することを目標としています。令和4年度の市内小中学校における「きずなの日」の実施状況は、全19校のうち18校が20回以上、1校が19回でした。令和5年度は、全学校で目標達成できるよう取り組むとともに、児童生徒と向き合う時間をさらに確保できるよう努めていきます。

(4)「勤務時間の管理」及び(5)「教育委員会の関わり方」について

答弁

勤務時間については、教職員本人が出退勤をパソコンに入力し、そのデータは毎月管理職に提出されます。管理職は勤務状況を把握した上で、必要に応じて適切な指導や助言を行っています。

教育委員会では、各学校から勤務状況の報告を受け、指導や助言を行うとともに、教職員が産業医との面談を希望する場合には、面談の場を設定しています。

また、各学校に対して、学校経営者会議等で時間外勤務の削減についての指導をしています。

(6)「校務の精選と効率化・明確化についての取組と成果・課題」について

答弁

これまで、校務支援システムの導入、給食費の公会計化、市役所における学校徴収金事務の実施、大型プリンターの設置などに取り組んできた結果、教職員の業務量の削減や効率化につながりました。

課題として、学校行事について、更に精選することが挙げられます。

(7)「部活動における教員の負担軽減の具体策と数値目標」について

答弁

本市では、今年度から始業時間前の部活動を無くしたことで、教員はゆとりをもって通勤できるようになりました。また、外部の人材を活用した部活動指導員は、県内他市では3人程度のところ、本市では、今年度5人から10人に増員するなど、教員の負担軽減に努めています。

県内の公立学校における部活動の指針となる「やまなし運動部活動ガイドライン」及び「やまなし文化部活動ガイドライン」では、平日1日と土日のいずれか1日、合わせて週2日以上の休養日を設けること、また、平日の活動時間は2時間程度とすることなどが示されており、令和5年度末までにこの目標が達成できるよう取り組んでいます。

(8)「PTAや地域・関係諸団体と連携した、教員の多忙改善への取組」について

答弁

各学校では、PTA総会等で教職員の働き方改革の方策について説明を行った上で、学校行事のほか、PTA行事の精選や内容の縮小に取り組んでいます。また、学校によっては、PTAや地域に協力を呼びかけ、ボランティア等による草取りなどの環境整備のほか、登下校時の見守りや立哨、本の読み聞かせなどをしていただくことで教職員の負担軽減につなげています。

(9)「教員の心身の健康管理と精神的なストレスを感じたときの対応」について

答弁

体の健康管理については、健康診断の受診を徹底し、疾病の早期発見に努めています。また、必要に応じて、診断後には生活習慣の改善などの保健指導を行っています。

心の健康管理やストレスを感じたときの対応については、「山梨県教育委員会心の健康づくり指針」に基づき、各種メンタルヘルス研修を行っています。また、定期的にストレスチェックを実施し、希望者が産業医と面談できる体制を整えています。

(10)「教職員の待遇改善に向けた国や県への要望の有無」について

答弁

質の高い教員の安定的な確保を目的とする「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」の精神を堅持することや、教職員の意欲向上につながる給与等の待遇改善、教職員の定数改善、学級編成基準の引き下げ、各種加配の拡大及び徹底について、山梨県市長会や山梨県市町村教育委員会連合会を通じて国や県に要望しています。

(11)「変化する教育環境への対応」について

答弁

市では、国の GIGA スクール構想や、県が進める 25 人学級を含め、変化する教育環境に対応するために、学力向上支援スタッフ、スクールサポートスタッフに加え、市独自に講師や学校センターなどの人材を確保し、各学校に配置しています。今後も、適切に人的環境を整え、教職員の負担軽減につながるよう努めていきます。

なお、今年度からは、各校の ICT の活用をサポートするための ICT 支援員を教育委員会内に配置するとともに、各学校の ICT に関わるトラブルや相談に対応する「ヘルプデスク」を開設し、教員のサポート体制を整えています。

○ 渡辺 正秀 議員

6-2 諮問委員会の運用について

(1)「青楓美術館の春日居郷土館への機能統合に係る運営協議会への諮問」について

答弁

笛吹市美術館運営協議会は、博物館法第 23 条第 1 項に基づき設置した機関で、館長の諮問に応ずるとされています。したがって、この協議会に諮問する事項は、館長の分掌事務にとどまるものと解されます。

このため、青楓美術館の春日居郷土館への機能統合については、協議会への諮問ではなく、話し合いを継続的に行い、課題解決に向け取り組んでいます。

○ 山田 宏司 議員

7-1 小中学校での授業を受けていない児童生徒の学習環境について

(1)「不登校児童生徒の学習環境」及び(3)「ステラへ通っていない児童生徒の学習環境」について

答弁

市内の小中学校では、ステラの利用の有無に関わらず、不登校児童生徒や保護者と連絡を密にとり、相談しながら学習するための環境を提供しています。

例えば、放課後を利用した学習、学習プリントによる自宅学習、タブレットを使ってのオンライン学習等を行っています。また、八代小学校内に設置している通常学級に在籍しながら障害などの特性に応じた指導を受けられる通級指導教室やフリースクール等民間施設において、学習している児童生徒もいます。

(2)「不登校児童生徒全体のうち、ステラを利用している児童生徒の割合」について

答弁

ステラを利用できる小学校 5 年生以上を対象とした場合、令和 4 年度末現在、延べ 30 日以上の

長期欠席者は 144 人、このうちステラを利用している児童生徒は 25 人で、17.3 パーセントです。

(4)「病気や怪我などで長期入院をしている児童生徒数と学習環境」について

答弁

「長期入院児童生徒」は、文部科学省が平成 26 年度に実施した「長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査」で、「年間延べ 30 日以上の欠席」と定義されています。現在、本市でこれに該当する児童生徒はいません。

長期入院児童生徒は、病院に院内学級が設置されている場合は、そこで学習することができます。

そのほかに保護者と学校が相談しながら、面会が可能であれば定期的にプリントを届けて指導を行ったり、病院内の環境が整えば、タブレットを使ったオンライン学習をしたりするなど、できる範囲で対応しています。

(5)「笛吹市内の病院への院内学級の設置状況と今後の計画」について

答弁

笛吹市内で院内学級を設置している病院はありません。また、現状設置する計画はありません。

(6)「長期入院児童生徒に係る相談窓口」について

答弁

市が設置している「ふえふき教育相談室」が窓口となり、相談に応じています。

(7)「不登校児童生徒の相談窓口の稼働状況と規模、職員の定数」について

答弁

不登校だけでなく、就学やいじめなど幅広い相談に対応している「ふえふき教育相談室」において、令和 4 年度における相談 2,175 件のうち不登校に関する相談は 39 件で、1.79 パーセントです。

教育相談室は、定数ではなく、相談室長、相談員等で構成され、令和 5 年度から相談員を 1 人増員し、現在は 4 人体制です。

(8)「不登校児童生徒及び長期入院児童生徒の学力」について

答弁

長期入院児童生徒は現在おらず、不登校児童生徒に係る学力の状況は把握していませんが、在籍している学校が個々の学力に応じた学習支援に取り組んでいます。

(9)「ステラとふえふき教育相談室の統合」について

答弁

現在、統合については考えていませんが、不登校児童生徒に対しては、ステラとふえふき教育相談室が連携しながら取り組んでいくことが重要だと考えます。

ステラについては、県の施設を借用していることから、今後、移転を含め様々な可能性について研究していきます。

(10)「ステラとふえふき教育相談室を統合してオンライン授業を実施」について

答弁

不登校児童生徒に対しては、個々の状況に応じた学習支援が必要であり、一斉の授業での対応は難しいと考えます。

学校と家庭や病院とのオンライン授業は、環境が整えば可能であり、現在、各学校が個別に対応しています。

(11)「不登校児童生徒の卒業後の進路や生活状況についての調査の有無」について

答弁

令和5年3月に卒業を迎えた中学校3年生の不登校生徒50人のうち、46人が進学し、4人は進学しませんでした。その後の進路や生活状況についての調査は行っていません。

(12)「不登校児童生徒の学力維持と学習環境」について

答弁

不登校児童生徒が適切な学習活動を行っていくことは重要ですので、個々の状況に応じた支援が必要だと考えます。

ICTを活用したステラの機能強化、フリースクールや学習塾などの民間施設との連携、問題や悩みを抱えた児童生徒を対象に、体験活動や学習支援などを行う山梨県のスマイルサポートプロジェクトの活用など、多様な教育機会の確保に取り組んでいきます。

議案第6号（7月）

笛吹市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱について

図書館

別紙

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 図書館

題名	(平成 21 年 笛吹市教育委員会訓令第 11 号) 笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱
趣旨 目的	第三次推進計画を策定するため、組織する策定委員会の委員を見直し、所要の改正を行う。
概要	策定委員会を組織する委員を規定した別表(第 3 条関係)を改める。
経過	平成 31 年度に策定した第二次笛吹市子どもの読書活動推進計画について、第三次推進計画を策定するに当たり、組織する策定委員を現行の組織に合わせるため改正を行う。
関係 法令	子どもの読書活動の推進に関する法律(平成 13 年法律第 154 号)
予算 措置	なし
その他	

笛吹市教育委員会訓令第 号

笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱
を次のように定める。

令和5年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改
正する要綱

笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱(平成21年笛吹市教育
委員会訓令第11号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

教育部長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、図書館長、
市立小中学校長代表、市立小中学校図書館主任代表、市立小中学校司
書代表、図書館協議会代表、子育て支援課長、保育課長

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱(平成21年笛吹市教育委員会要綱第11号)新旧対照表

改正案	現行
別表(第3条関係)	
	<p>教育部長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、図書館長、市立小中学校図書館主任代表、市立小中学校司書代表、図書館協議会代表、子育て支援課長、保育課長</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>教育部長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、図書館長、市立小中学校長代表、市立小中学校図書館主任代表、市立小中学校司書代表、図書館協議会代表、子育て支援課長</p>